

平成25年度第3回福岡市地域包括支援センター運営協議会議事録

【要旨】

1. 開催日時 平成26年2月17日（月）14時00分から16時00分
2. 開催場所 福岡市役所15F会議室
3. 出席者 別紙のとおり
4. 会議次第

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 協議事項<ol style="list-style-type: none">(1) 平成25年度評価について(2) 居宅介護支援事業者の承認について3. 報告事項<ol style="list-style-type: none">(1) 平成25年度事業実績について(2) 地域包括支援センターの基準に関する条例について(3) 福岡型地域包括ケアシステムの取り組みについて(4) その他4. 閉会 |
|---|

協議事項（1）平成 25 年度評価について

事務局	平成 25 年度評価について説明
委員	指定介護予防支援業務について評価されているが、予防給付から介護給付になった場合のケアプラン作成について同一法人や同じ系列の居宅介護支援事業所へ偏っていないか、ケアプランの移行状況を把握しているか。 福岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱に記載されている所掌事務に「センターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項」が掲げられているので、今後、調査を検討してほしい。
事務局	把握していない。今後、調査を検討する。
委員	また、予防給付の維持・改善率も今後調査したほうがいいと思う。
事務局	今後、検討する。
委員	センターの評価結果の経年変化は見ているのか？
事務局	評価の良かったセンターはさらにレベルアップしている。センターの中で工夫しながら業務に取り組んでいる。 評価の際の指摘内容に対しては、改善に取り組んでいるが、まだ十分でないところもある。昨年度の指摘事項がどのように変化しているのかも含めて評価している。
委員	権利擁護業務に関する評価のコメントで、若干コメントが異なる箇所があるが、同じこととしてとらえていいのか。 例）初期対応は迅速である、虐待の初期対応は迅速である、など
事務局	評価には 2 か月以上かけて回っているので、表記上、若干の違いが出ていても同じ評価の場合もある。 ただし、センターによって虐待事例や処遇困難事例の件数にバラつきがあるため、特に虐待事例が多いセンターでは、「虐待の初期対応は迅速である。」と表記したところもある。
委員	指定介護予防支援業務について：センターによって、サービスの利用者数に差があるが、これは介護予防支援を必要とする人に差があるためと思われる。センターの担当地域ごとの要支援者数を把握し、いきいきセンターの人員配置等を考えているのか。
事務局	予防給付のケアプラン作成については、担当件数に応じて運営法人がケアプランを作成する専任のプランナーを雇用している。
委員	指定介護予防支援業務の資料に記載されている利用者数は月間の利用者数を記載しているのか。利用者数が記載されていないところは、利用者がいないということか。
事務局	指定介護予防支援業務では、4 法人共通の評価対象サービスと運営法人別に

	評価対象とするサービスの2つについて、正当な理由なく特定の事業所に偏っていないかを評価している。利用者数に記載がないところは、センターを運営する法人がそのサービスを自らの法人で運営していないためである。
委員	サービスの利用者数を記載することにより、予防給付の中で訪問看護の利用者がどのくらいいるのか、法人によってサービスの利用状況にバラつきがあるのではないかなど、サービスの利用傾向を分析することができると思う。評価対象サービス以外でも利用者数を記載してほしい。
事務局	次回からサービスの利用者数を記載する。

協議事項（2）居宅介護支援事業者の承認について

事務局	居宅介護支援事業者の承認について説明
会長・委員	承認。

報告事項（1）平成25年度事業実績について

事務局	平成25年度事業実績についての説明。
委員	困難事例 23年度から24年度にかけて100件以上減少している。背景として考えられることは何かあるか。
事務局	各区で月に1回、処遇困難事例の進捗会議を行っており、センターの対応スキルも上がってきている。また、ケアマネジャー等からも早期に相談が入るようになってきており、早期に適切に対応できるようになってきたことも理由として考えられる。
委員	医療機関、薬局の巡回訪問件数が減ってきているが、今後も減らしていく傾向にあるのか。
事務局	39センターに増設した段階で、力を入れて巡回した。巡回件数は減っているが、相談件数は増えている。
委員	高齢者人口あたりの相談数等が記載されているが、他都市との比較や今後の予測についてはどのように考えたらいいか。
事務局	データの取り方は、都市によって異なるため、他都市と単純に比較はできない。今後は、高齢者人口の増加に伴い、相談数も増加していくことが見込まれるため、それに対応していくための体制づくりを考えていかなければいけない。
委員	介護支援専門員との同行訪問はどのようなときに行われているのか。例えば、要支援か要介護かわからない段階で暫定プランを作成するときに同行訪問しているのか。
事務局	要支援か要介護かわからない段階で暫定プランを作成する際に、予防給付専

	<p>任の職員と居宅介護支援専門員と同行訪問していることはあるが、その業務は委託業務の範疇外のため、統計で把握はしていない。</p> <p>活動実績として記載している同行訪問数は、処遇困難事例やプラン作成に困った時などにセンターの主任ケアマネジャー等がケアマネ支援として同行訪問を行った時の数を計上している。</p>
委員	<p>困難事例が減少していく中で、ケアカンファレンス数は増加している背景として考えられることは何か。</p>
事務局	<p>困難事例は、虐待あるいは困難要素に該当する方のことであり、困難事例が増えていけばケアカンファレンス数も増えていくことが予測される。困難事例が減少しているのにケアカンファレンス数が増加しているのは、困難事例に該当しなくてもセンターだけでは対応できない他機関で関わる必要性のある事例は増えてきていることが背景として考えられる。相談者本人や家族の相談ニーズも多様化してきている。</p>

報告事項（2）地域包括支援センターの基準に関する条例について

事務局	<p>地域包括支援センターの基準に関する条例について説明。</p> <p>厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターに関する基準（職員にかかる基準及び当該職員の員数、基本方針、運営基準）について、市町村の条例で定めることとされた。</p>
-----	--

報告事項（3）福岡型地域包括ケアシステムの取り組みについて

事務局	<p>福岡型地域包括ケアシステムの取り組みについて説明。</p>
委員	<p>地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業は、地域での見守りの仕組みづくりを目指して、平成23年度～25年度の3年実施された。地域活動者のネットワークづくり、地域課題の把握共有、課題解決のための基準づくり、地域にあった見守りの支援づくりを目指し、来年度は7区全部にCSWを配置し、区へも主査が配置される。モデル事業実践の成果も活用しながらモデル事業Bも協力して実施していきたい。</p>
委員	<p>地域福祉ソーシャルワークについて主任ケアマネジャーも勉強していかなければならない。主任ケアマネジャーも地域に出て、居宅を支援する業務をやっていかなければならない。</p>